

「あおもり旅行誘客推進事業」仕様書

1 委託業務名

「あおもり旅行誘客推進事業」実施業務

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響により、例年と比較して、大幅な観光需要の低下が懸念されていることから、本県に対する観光需要を獲得するための取組を実施する必要がある。また、観光客が求める「安全・安心」な観光地となるために、適切な感染症予防対策を講じた上で、これらの取組を広く周知していくことが必要である。

こういった現状を踏まえ、旅行会社、本県の宿泊事業者等と連携し、本県の宿泊を伴う旅行を促進する「あおもり旅行誘客推進事業」を実施することとし、感染症の流行により落ち込んでいる本県への観光需要を生み出すとともに、感染症予防対策に係る取組の促進、さらには取組を幅広く周知することにより、観光客が求める「安全・安心」の確保、観光客の受入環境を万全なものとするを目的として下記業務を実施する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

4 委託業務内容

(1) 「あおもり旅行誘客推進事業」実施に係る事務運営

項目	内容
事務局運営	<p>①本県での宿泊を伴う旅行商品の造成により本県への誘客を促進するため、下記のキャンペーンを実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none">●「あおもり宿泊キャンペーン【秋・冬】（仮称）」●「あおもり旅キャンペーン（仮称）」 <p>②上記キャンペーン実施に向けて、旅行会社、宿泊事業者等への周知及び参画する事業者（以下、「参画事業者」）の募集を行うこと。</p> <p>③旅行会社、宿泊事業者等からの参加申込みの取り纏めを行い、県の承認を得た上で参画事業者を決定すること。</p> <p>④参画事業者への決定通知、実績報告審査、実施料の支払い等の業務を行うこと（支払いに係る振込手数料は委託料から受託者が負担すること）。</p> <p>⑤「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」等の、青森県及び県内観光事業者が取り組んでいる感染症防止対策を、その他業務と併せて旅行者に周知すること。</p> <p>⑥参画事業者に新型コロナウイルス感染症対策を徹底させること。</p> <p>⑦本キャンペーンに参画する事業者の販売状況等を定期的に確認するとともに、県に報告すること。</p> <p>⑧その他、本業務に付随する一切の業務</p>

<p>キャンペーン実施計画及び実施料執行計画の策定</p>	<p>①本業務の目的を達成する観点から、「キャンペーン実施計画」を定め、それに基づき運営すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国の旅行者を対象とする「あおり旅キャンペーン（仮称）」の実施計画には、下記項目を必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> 旅行者が旅行会社、OTA(オンライントラベルエージェント)に申し込む場合 <ul style="list-style-type: none"> ○一人一泊当たり 5,500 円（税込）割引を適用した旅行商品造成、販売の仕組みの企画・提案 旅行者が宿泊施設に直接申し込む場合 <ul style="list-style-type: none"> ○一人一泊当たり 5,500 円（税込）相当の宿泊特典の内容と旅行者への配布方法についての企画・提案 <p>※上記については、いずれも旅行者が予約購入前に旅先として本県を選択するインセンティブとなる内容のものとする。</p> ●青森県、岩手県、秋田県の旅行者を対象とする「あおり宿泊キャンペーン【秋・冬】（仮称）」の実施計画 <ul style="list-style-type: none"> ※「あおり宿泊キャンペーン【秋・冬】」の販売方法については、県と協議の上決定するものとする。 <p>②本業務の目的を達成する観点から、県と協議の上、参画事業者ごとの実施料配分及び目標達成手段等を記載した「キャンペーン実施料執行計画」を定め、それに基づき運営すること。</p> <p>③本キャンペーンの参画事業者による取組の実施状況を定期的に確認し、県に報告するとともに、販売状況に応じて実施料の再配分等の調整を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販売状況の確認は週に一回程度行うこととし、その都度県に報告すること。
<p>その他</p>	<p>受注者が参画事業者に対して支払うキャンペーン実施料の上限は 1,100,000 千円（税込）とする。なお、本キャンペーンは原則 20 万人泊とし、販売数が 20 万人泊に満たない場合は、これに不足する人泊数に応じて委託料及び管理費を減額する（一人一泊当たり 5,500 円（税込））。</p>

(2) キャンペーンプロモーションの実施

キャンペーンを活用した旅行者を増加させるため以下のプロモーションを実施し、県内外の旅行者に対して広く周知すること。

項目	内容
<p>特設サイトの開設・運営</p>	<p>①本キャンペーンを旅行者に幅広く周知するため、特設サイトを開設し運営を行うこと。ただし、「あおり宿泊キャンペーン【秋・冬】（仮称）」については、青森県観光情報サイト「アプティネット」内にすでに設置している、既存の web サイトを使用し運営を行うこと。</p> <p>②特設サイトでは、同時期に実施する「青森くるま旅キャンペーン（仮称）」及び「青森県・貸切バス利用による団体旅行促進助成（仮称）」の内容も併せて掲載すること。</p>

【別紙 1】

その他メディア	新聞広告等の県内外メディアを活用し、県内外の旅行者に向け本キャンペーンを幅広く宣伝すること。
キャッチフレーズ・ロゴの作成	「あおもり旅キャンペーン（仮称）」のキャッチフレーズ、ロゴ等の最適なデザインを提案し、作成すること。
相乗効果が期待できる独自の提案	上記の内容に加え、本業務の目的に合致した効果的な独自提案を行い、県の承認を得た上で実施することも可とする。

(3) 感染症対策の徹底

旅行者に本県を観光地として選んでもらうため、以下の感染症予防対策を実施し、対象となる旅行商品、宿泊プラン等の安全・安心を確保すること。

項目	内容
参画事業者への感染症対策の確認	参画事業者の感染症対策について、実地調査又は電話等による聞き取り調査を実施の上、確認すること。

(4) 報告書の作成

上記(1)～(3)の実施結果概要をまとめた報告書を作成の上、業務終了後、発注者に対して速やかに提出すること。

5. その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。
- (2) 事業運営にあたっては県と十分に連絡を取りながら行う。